

公 示

九州運輸局長
令和5年3月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年3月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第16号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定・変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
4-130	鬼木 良元	○遠距離割引の廃止 ・特定大型車：「15,000円を超える部分につき1割引」 ・大型車：「5,000円を超える部分につき3割引」 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	
4-131	一ノ瀬 孝幸	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	
4-132	深川 裕生	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	
4-133	小島 忠	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している満65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	北九州交通圏	
4-134	植木 茂	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している満65歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	北九州交通圏	

公

示

九州運輸局長
令和5年3月10日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年3月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第19号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
4-302	松尾 栄治	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している満70歳以上の者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	福岡交通圏	
4-303	榎元 藤男	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	鹿児島市	
4-304	山元 功	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している者で、運転経歴証明書を提示した者について適用する。	鹿児島市	

公 示

九州運輸局長
令和5年3月22日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年4月3日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第20号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
4-305	古賀 幸博	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	